

市内で新たな住まいでの宅地復旧を支援対象に追加します

珠洲市内で令和6年能登半島地震により住宅を失った

全壊・半壊解体世帯の方が対象

購入する中古住宅の宅地

新築のために購入する宅地 など

新たに購入、譲渡により取得する宅地、借りた宅地、既に所有している宅地も対象

※発災後に造成された宅地、新築建売の宅地、農地は対象外

これまで

発災時の居住地



自宅

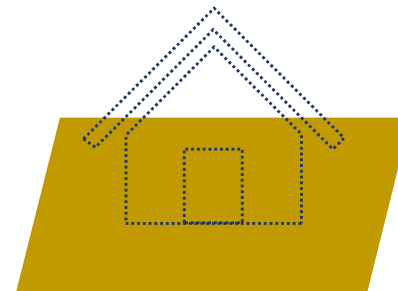


今回追加

全壊・半壊解体世帯の新たな住まいのために
購入等する**珠洲市内の別の宅地や住宅**



中古住宅・空き家

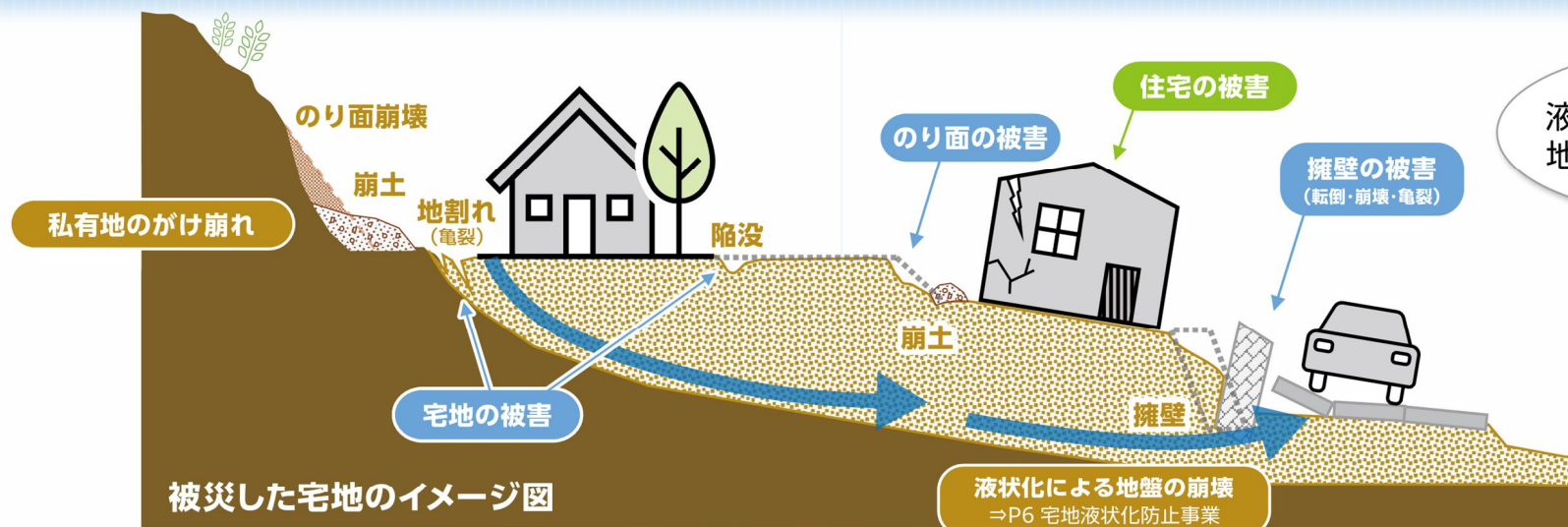


発災時の居住地以外での新築

元の居住地か別の宅地のいずれかの宅地復旧を支援

支援内容・支援額は変わりません ※詳しくは裏面をご覧ください

(令和6年) 能登半島地震により被災した宅地の復旧を支援します



宅地等の被害



宅地の地割れ



擁壁の転倒・崩壊

被災宅地等復旧支援事業

- ① のり面の復旧
- ② 宅地の復旧
- ③ 擁壁の復旧
- ④ 再度災害防止の地盤改良 ※
- ⑤ 住宅基礎の傾斜修復

※液状化が発生したとみられる区域における液状化の再度災害防止に限る

補助額: **最大 958.3 万円**

(補助対象: 上限1, 200万円)

県・市(基金)
5/6

所有者
1/6

50
万円

応急修理などの少額工事相当を控除

被災宅地等復旧支援事業の個人負担額

支援額は、対象工事費から50万円を控除した額に6分の5を乗じた額となります。なお、工事費が1,200万円を超えた場合は、支援額は一律958.3万円までとなります。50万円以下の工事費は対象外です。

**補助率
補助金額
が変わりました**
(令和7年6月)

工事費	50万円	100万円	200万円	500万円	1,000万円	1,200万円
個人負担額	50万円	58.4万円	75万円	125万円	208.4万円	241.7万円
支援額	0万円	41.6万円	125万円	375万円	791.6万円	958.3万円